

西宮市勤労福祉センター及び西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設使用料還付に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市勤労福祉センター条例施行規則第7条第1項及び西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設条例施行規則第9条第1項に基づき、施設等の使用者が既に納付した使用料に相当する額を還付する場合を規定するものである。

(定義)

第2条 この要綱において「施設等」とは、西宮市立勤労会館、西宮市立勤労青少年ホーム及び西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設をいう。

(還付の基準)

第3条 この要綱において、還付する基準は次の各号のものをいう。

- (1) 施設等の管理上の都合により、使用許可を取消した場合
- (2) 台風等の接近に伴い、施設利用を取消した場合

(還付する期間)

第4条 還付を受けようとする者は、自己申告により使用する予定であった日の存する年度内に必要書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

付 則

この要綱は、平成30年10月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 元年10月 1日から施行する。